

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2022年1月31日  
【計算期間】 第18期中 ( 自 2021年5月1日 至 2021年10月31日 )  
【ファンド名】 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション -  
インド ・ アドバンテージ ・ ファンド  
(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)  
【発行者名】 F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ)  
エス ・ エイ  
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. )  
【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー ・ プリーリー  
(Christopher Brealey)  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート ・ ボル  
シェット通り 2 a  
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン ・ 毛利 ・ 友常法律事務所外国法共同事業  
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 橋本 雅行  
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン ・ 毛利 ・ 友常法律事務所外国法共同事業  
【電話番号】 03 (6775) 1000  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) この半期報告書は、金融商品取引法 ( 昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。 ) 第7条第4項の規定によ  
り、2021年10月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

## 1 【ファンドの運用状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ( F I L Investment Management (Luxembourg) S.A. ) (以下「管理会社」という。 ) により管理される日興フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。 ) のサブ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - インド ・ アドバンテージ ・ ファンド ( Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund ) (以下「サブ ・ ファンド」という。 ) の運用状況は、以下のとおりである。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

### ( 1 ) 【投資状況】

#### 資産および地域別の投資状況

( 2021年11月30日現在 )

資産の種類	国 ・ 地域	時価合計 ( 円 )	投資比率 ( % )
投資信託	ルクセンブルグ	31,104,316,576	99.99
現金 ・ 預金およびその他の資産 ( 負債控除後 )		2,816,849	0.01
合計 ( 純資産総額 )		31,107,133,425	100.00

( 注 1 ) 「投資比率」とは、サブ ・ ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

( 注 2 ) ファンドおよびサブ ・ ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ ・ ファンドの基準通貨である円貨をもって行う。

( 注 3 ) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### 投資資産

#### ( ) 投資有価証券の主要銘柄

( 2021年11月30日現在 )

順位	銘柄	国 ・ 地域	種類	保有株数 ( 口 )	取得原価 ( 円 )		時価 ( 円 )		投資比率 ( % )
					単価	金額	単価	金額	
1	フィデリティ ・ ファンズ - インディア ・ フォーカス ・ ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	3,942,995	3,648.66	14,386,627,816	7,888.50	31,104,316,576	99.99

#### ( ) 投資不動産物件

該当事項なし ( 2021年11月30日現在 ) 。

#### ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし ( 2021年11月30日現在 ) 。

## （２）【運用実績】

## 【純資産の推移】

2021年11月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）	
2020年12月31日	25,073,870,261	A .	4.0442
		B .	3.7595
2021年1月29日	24,689,048,470	A .	4.0606
		B .	3.7736
2月26日	25,640,060,468	A .	4.2932
		B .	3.9883
3月31日	26,960,132,325	A .	4.5855
		B .	4.2583
4月30日	25,625,079,902	A .	4.4214
		B .	4.1043
5月31日	27,070,576,631	A .	4.7578
		B .	4.4149
6月30日	27,784,820,127	A .	4.9146
		B .	4.5588
7月30日	28,520,464,770	A .	5.0568
		B .	4.6890
8月31日	31,606,214,125	A .	5.5132
		B .	5.1105
9月30日	31,278,592,579	A .	5.4738
		B .	5.0723
10月29日	32,002,423,640	A .	5.5174
		B .	5.1108
11月30日	31,107,133,425	A .	5.3577
		B .	4.9603

（注）「1口当たり純資産価格」中、A .、B .は各々クラスA受益証券、クラスB受益証券を指す。以下同じ。

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(2011年11月30日から2021年11月30日まで)



## 【分配の推移】

2021年11月末日前1年間に支払われた分配金および設定来累計の分配金は、以下のとおりである。

期間	クラス	1口当たり分配金（円） （税引き前）	分配落ち日
2020年12月1日～ 2021年11月30日	A .	該当事項なし。	
	B .	該当事項なし。	
設定来累計 （2005年1月31日～ 2021年11月30日）	A .	該当事項なし。	
	B .	該当事項なし。	

（注）「設定来累計」とは、運用開始日である2005年1月31日から2021年11月30日までの期間における分配金の累計額である。

## 【収益率の推移】

2021年11月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率（%）（注）	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
2020年12月1日～ 2021年11月30日	43.87	43.24

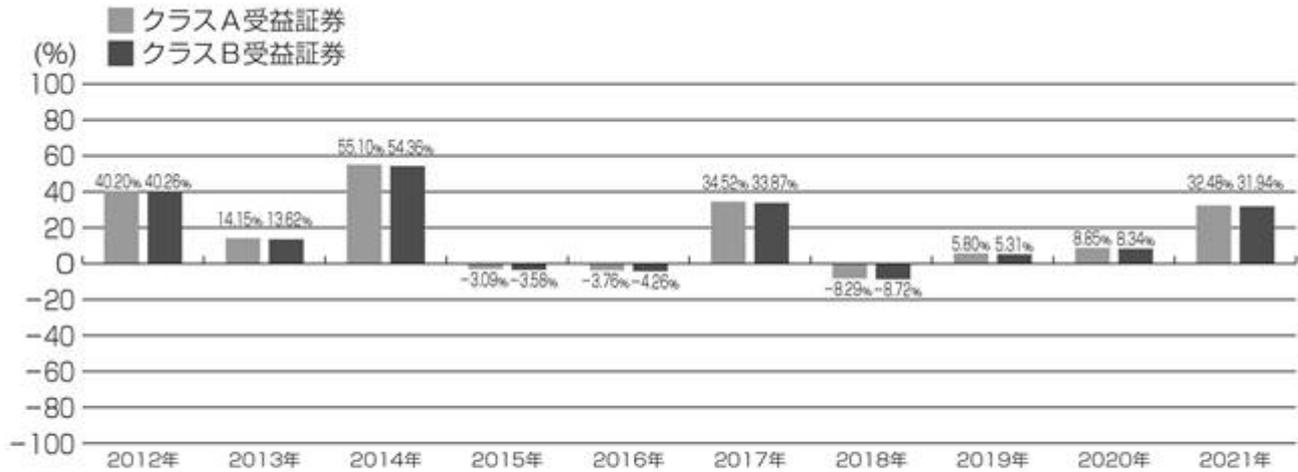
（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 2020年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

## &lt; 参考情報 &gt;

## 年間収益率の推移



(注)収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2021年は1月1日から11月末日までの収益率です。

## (3) 【投資リスク】

## &lt; 参考情報 &gt;

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

### サブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2016年12月～2021年11月)



### クラスB受益証券(円建)

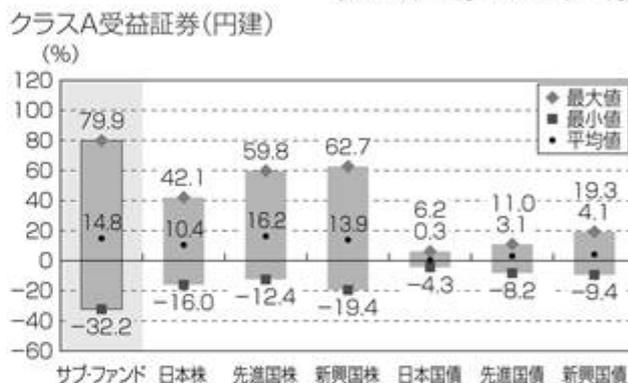


※年間騰落率は、2016年12月から2021年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

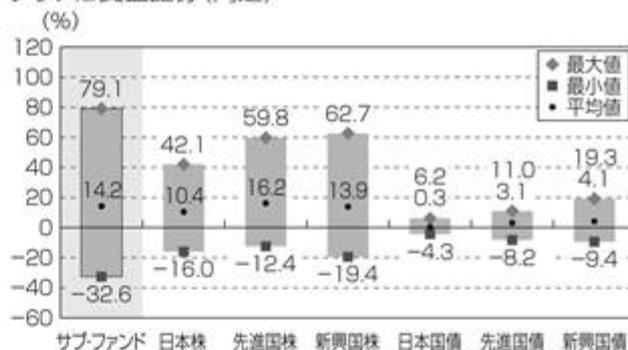
※分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格および実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2016年12月～2021年11月)



### クラスB受益証券(円建)



※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年12月から2021年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (円ベース)

新興国株 … MSCIエマージングマーケット・インデックス (配当込) (円ベース)

日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (日本) (円ベース)

先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本) (円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2021年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年11月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA 受益証券	54,601,779 (54,601,779)	308,286,864 (308,286,864)	3,559,514,416 (3,559,514,416)
クラスB 受益証券	636,910,000 (636,910,000)	1,129,573,300 (1,129,573,300)	2,426,535,481 (2,426,535,481)

(注) ( )内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。
- d . マスター・ファンドの2021年10月31日に終了した期間の中間財務書類については、後記「6 その他」内の別紙を参照のこと。

## ( 1 ) 【資産及び負債の状況】

## 純資産計算書

2021年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	連結	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円	日本円
<b>資産</b>			
投資有価証券 時価評価額	36,999,383,249	32,000,951,582	4,998,431,667
銀行およびブローカー預金	110,503	110,428	75
投資有価証券売却未収金	485,733,504	485,733,504	-
受益証券発行未収金	516,356,655	500,968,891	15,387,764
<b>資産合計</b>	<b>38,001,583,911</b>	<b>32,987,764,405</b>	<b>5,013,819,506</b>
<b>負債</b>			
投資有価証券購入未払金	964,623,803	949,236,039	15,387,764
受益証券買戻未払金	35,207,708	35,207,708	-
未払費用	5,472,774	4,571,368	901,406
当座借越	72	-	72
<b>負債合計</b>	<b>1,005,304,357</b>	<b>989,015,115</b>	<b>16,289,242</b>
純資産 2021年10月31日現在	36,996,279,554	31,998,749,290	4,997,530,264
純資産 2021年4月30日現在	30,716,686,500*	25,625,079,902	5,091,606,598
純資産 2020年4月30日現在	25,425,786,988*	20,949,171,309	4,476,615,679
投資有価証券取得原価	17,253,581,831	14,146,560,873	3,107,020,958

\* 連結の純資産総額は、その後終了したサブ・ファンドの純資産額も含む。添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

## 1口当たり純資産価格表

2021年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
	日本円	日本円
通貨		
受益証券発行残高、2021年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	3,562,029,387口	550,095,659口
- クラスB 受益証券 (日本円)	2,416,325,481口	571,478,234口
受益証券1口当たり純資産価格、2021年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	5.5168	4.6393
- クラスB 受益証券 (日本円)	5.1101	4.2792
受益証券1口当たり純資産価格、2021年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	4.4214	4.3762
- クラスB 受益証券 (日本円)	4.1043	4.0453
受益証券1口当たり純資産価格、2020年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	2.8839	3.0506
- クラスB 受益証券 (日本円)	2.6889	2.8324

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

## 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション

## 財務書類注記

2021年10月31日

## 1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登録上の事務所を有している管理会社によって、共同所有者 (「受益者」) のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) のパート に基づき登録されている。ファンドは、指令2003 / 41 / E C および指令2009 / 65 / E C ならびに規則 ( E C ) No.1060 / 2009 および規則 ( E U ) No.1095 / 2010 を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U (「A I F M D」) に規定するオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有している。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) 第15章に服しており、また、A I F M D、( A I F M D の ) レベル 規則および2013年法ならびに A I F M D または2013年法の施行施策 (「A I F M 規則」) によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

ファンドへの言及は、文脈上適切である場合において、ファンドのために行為する管理会社を意味する。

管理会社は、フィデリティ・ファンズの対応するサブ・ファンド (「マスター・ファンド」) のクラスA 投資証券を購入するため、各サブ・ファンドの受益証券の販売手取金を使用する。

2021年10月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンドから構成されている。

2021年10月31日に終了した期間中、ファンドに重大な変更は生じなかった。

## 2 . 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - マスター・ファンドの投資証券への投資は、当該クラスの取引通貨建てで計算される直近の入手可能な純資産価格で評価されている。評価は独立した価格決定の内部資料に基づき行われている。

銀行預金およびブローカー預金 - すべての銀行預金、当座預金およびブローカー預金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - マスター・ファンドにおける投資有価証券取引は、マスター・ファンドの購入日もしくは売却日に会計処理される。マスター・ファンドの売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

外国為替 - ファンドの指定通貨は日本円である。取締役会により各サブ・ファンドの指定通貨が決定されている。2021年10月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンド指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - 各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益 - マスター・ファンドからの配当金は、投資証券 / 受益証券が配当落ちの価格になった時に認識される。利息は、発生基準で計上される。

結合勘定 - 結合財務諸表は、ファンドの指定通貨である日本円で表示され、各サブ・ファンドの総財務諸表を表示している。すべてのサブ・ファンドの表示通貨は、日本円である。

## 3 . 管理会社またはその関係会社との取引

2021年10月31日に終了した期間中、管理会社は、ファンドに対して、管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等、一定の業務を提供している。

ファンドを通じてのマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の手数料および費用の二重払いを引き起こす可能性がある。投資運用報酬の二重払いを回避するため、フィデリティ・ファンズに投資されるファンド資産に対しては投資運用報酬が課せられていない。

現在保有されるマスター・ファンドに関して、純資産価額の1.50%を上限とする投資運用報酬が適用されている。

マスター・ファンドの投資証券取得にあたり、ファンドは販売手数料を支払う義務を負わない。フィデリティ・ファンズに対して提供されるサービスに関して管理会社またはその関係会社を得る手数料合計は、請求に

より入手可能なフィデリティ・ファンズの年次報告書に開示されている。クラスB受益証券は、当該クラスの純資産価額の0.75%を上限とする年次販売報酬が課せられる。この報酬は日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

#### 4．費用

ファンドは、銀行手数料および販売報酬を除き、いかなる手数料および/または費用も負担しない。その他の費用はすべて、管理会社によって負担される。

#### 5．ファンドの税金

ファンドは、その純資産に対して年率0.05%の年次税が課せられ、日々発生し四半期毎に支払われる。ただし、ファンドは、当期中かかる税金の課税対象であるルクセンブルグで設立されたマスター・ファンドに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

キャピタル・ゲイン、配当金および利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

#### 6．取引手数料

取引手数料は上場投資信託を売買する際に、ブローカーに対して支払われる。取引手数料は通常、投資有価証券の費用に含まれている。2021年10月31日に終了した期間中に、取引手数料は支払われなかった。

#### 7．分配金支払

2021年10月31日に終了した期間中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	1口当たり分配金	分配落日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスA受益証券（日本円）	0.0042	2021年8月2日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスB受益証券（日本円）	0.0038	2021年8月2日

#### 8．投資変動明細表

各サブ・ファンドの当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所または当ファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。これは、通常利用しているフィデリティ代理店に連絡し請求することにより入手可能である。

#### 9．証券金融取引規制

2021年10月31日現在、サブ・ファンドは、2017年1月13日に発効した証券金融取引規制指令の対象となる金融商品を保有していなかった。

#### 10．為替レート

2021年10月31日現在の対日本円の為替レートは、以下に記載されるとおりである。

通貨	為替レート
米ドル（USD）	114.05

#### 11．新型コロナウイルス感染症

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、世界の金融市場は著しく高いボラティリティに直面している。その結果、サプライチェーンの深刻な混乱、渡航および出入国の制限、消費者需要の落込みならびに市場全般の不確実性が生じている。F I L ・リミテッド・グループ（「F I L」、「F I L ・インターナショナル」または「フィデリティ」）の事業非常事態計画は、2020年初頭以降、F I L ・インターナショナル全所在地域で徐々に実施されている。同計画には、F I L グループの従業員が在宅勤務を行うためのリモートアクセスの利用が含まれている。これらの不測の事態にもかかわらず、ファンド関連のすべての管理体制はこれまでと同様、継続して実行されている。現在に至るまで、業務上もしくは業績上の問題またはシステム機能の停止は確認されていない。

フィデリティ・インターナショナル（F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを含む。）は、ファンドのポートフォリオ全体における流動性および取引相手方の監視が高まる局面にあった。ファンドの各サブ・ファンドに関する市場および取引のデータは、当該期間中、実勢の市況を完全に反映した正確な純資産価格の算出を確保するため、また、潜在的な重点分野を考慮するため、かつ流動性管理措置を追加で発動することがファンドの受益者の最大の利益となるか否かを考慮するため、より高い頻度で考察かつ分析された。

ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関連する事項および受益者の利益を確保するために講じられた措置について、適法かつ適正に通知を受けている。

## ( 2 ) 【投資有価証券明細表等】

## 投資一覧表

2021年10月31日現在

## インド・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - India Focus Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル	3,939,623	32,000,951,582	100.01
				32,000,951,582	100.01
投資有価証券合計 (取得原価 14,146,560,873円)				32,000,951,582	100.01
その他の資産および負債				(2,202,292)	(0.01)
純資産				31,998,749,290	100.00

## 地域別区分

国・地域	国・地域 コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.01
現金およびその他純負債		(0.01)

## ジャパン・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - Japan Advantage Fund - A Shares (JPY)	LU	日本円	107,373	4,998,431,667	100.02
				4,998,431,667	100.02
投資有価証券合計 (取得原価 3,107,020,958円)				4,998,431,667	100.02
その他の資産および負債				(901,403)	(0.02)
純資産				4,997,530,264	100.00

地域別区分		
国・地域	国・地域 コード	純資産比率 (%)
ルクセンブルグ	LU	100.02
現金およびその他純負債		(0.02)

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。投資明細表および地域別区分の表における純資産比率は四捨五入されている。

## 4【管理会社の概況】

### (1)【資本金の額】

2021年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約6,421万円）で、2021年11月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（128,410円）の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.41円）による。

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・ 指令2009/65/ECに規定する、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）別表 に記載される管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ管理、運営および販売を含む。）を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）を法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2013年法」という。）の第5条第2項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ管理、リスク管理、運営、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。）を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関する管理会社として行為すること。

管理会社は、AIFMD規則（2013年法およびAIFMDならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するAIFMDを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013（以下「レベル 規則」という。）等のAIFMDの施行施策により構成される。以下同じ。）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、AIFMD規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、AIFMD規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した（AIFMDの）レベル 規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項a）号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2021年11月30日現在、管理会社は、2本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託および3本のルクセンブルグ籍の変動資本を有するアンブレラ型オープン・エンド会社型投資信託を管理しており、その純資産額は、171,701,714,036米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社（またはその委託先のいずれか）は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

**( 3 ) 【その他】**

2022年1月31日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.41円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## ( 1 ) 【資産及び負債の状況】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

## 貸借対照表

2020年12月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2020年12月31日 <sup>(1)</sup>		2020年6月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
債権	2.2				
- 1年以内に期限の到来する 売上債権	3	6,599,548	847,448	3,476,288	446,390
- 1年以内に期限の到来する 関連会社からの未収金	2.3, 4	3,602,359	462,579	3,146,782	404,078
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		65,597	8,423	62,720	8,054
投資証券等					
その他の投資証券等	2.4, 5	18,980,279	2,437,258	25,137,728	3,227,936
銀行預金および手許金		1,977,243	253,898	289,322	37,152
		<u>31,225,026</u>	<u>4,009,606</u>	<u>32,112,840</u>	<u>4,123,610</u>
前払費用	2.5	2,537	326	35,256	4,527
<b>資産合計</b>		<u>31,227,563</u>	<u>4,009,931</u>	<u>32,148,096</u>	<u>4,128,137</u>
<b>資本、準備金および負債</b>					
<b>資本および準備金</b>					
払込資本	6	500,000	64,205	500,000	64,205
資本剰余金勘定	7	4,000,000	513,640	4,000,000	513,640
準備金					
- 法定準備金	8, 9	50,000	6,421	50,000	6,421
- その他の準備金	9				
- その他の配当可能準備金		-	-	182,000	23,371
- その他の配当不能準備金	10	237,200	30,459	237,200	30,459
繰越利益	9	11,105,884	1,426,107	9,785,962	1,256,615
当期利益		5,281,022	678,136	11,372,922	1,460,397
		<u>21,174,106</u>	<u>2,718,967</u>	<u>26,128,084</u>	<u>3,355,107</u>
引当金	2.6				
その他の引当金	11	1,241,072	159,366	1,189,954	152,802
買掛金	2.7				
- 1年以内に支払期限の到来する 買掛金	12	2,417,985	310,493	350,688	45,032
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2.3, 4	6,145,080	789,090	4,221,023	542,022
その他の買掛金					
- 税務当局	13	99,183	12,736	160,701	20,636
- 社会保障当局		150,137	19,279	97,646	12,539
		<u>8,812,385</u>	<u>1,131,598</u>	<u>4,830,058</u>	<u>620,228</u>
<b>資本、準備金および負債合計</b>		<u>31,227,563</u>	<u>4,009,931</u>	<u>32,148,096</u>	<u>4,128,137</u>

(1) 当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更した。詳細については、注記1を参照のこと。  
添付の注記は当財務書類の一部である。

## ( 2 ) 【 損益の状況 】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

## 損益計算書

2020年7月1日から2020年12月31日までの期間

(ユーロで表示)

	注記	2020年12月31日に終了した 6か月間 <sup>(1)</sup>		2020年6月30日に終了した 12か月間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2.8,14	15,447,296	1,983,587	30,344,379	3,896,522
その他の外部費用	15	(5,783,646)	(742,678)	(9,925,817)	(1,274,574)
人件費	16				
- 賃金・給料		(2,179,765)	(279,904)	(4,315,055)	(554,096)
- 社会保障費					
. 年金関連		(101,901)	(13,085)	(95,100)	(12,212)
. その他の社会保障費		(362,842)	(46,593)	(584,484)	(75,054)
- その他の人件費		(33,827)	(4,344)	(80,384)	(10,322)
		(2,678,335)	(343,925)	(5,075,023)	(651,684)
その他の受取利息および類似する収益					
- その他の利息および類似する収益		307,056	39,429	882	113
支払利息および類似する費用					
- その他の利息および類似する費用		(57,449)	(7,377)	(103,710)	(13,317)
収益税	17	(1,806,090)	(231,920)	(3,862,974)	(496,044)
税引後利益		5,428,832	697,116	11,377,737	1,461,015
上記項目に含まれないその他の税		(147,810)	(18,980)	(4,815)	(618)
当期利益		5,281,022	678,136	11,372,922	1,460,397

(1) 当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更した。詳細については、注記1を参照のこと。  
添付の注記は当財務書類の一部である。

## F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 財務書類に対する注記

2020年12月31日現在

## 注1 - 一般情報

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社（Société Anonyme）として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。

当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更し、当財務書類が変更後の新たな決算期間で表示される初回の財務書類となる。従って、当財務書類は、2020年12月31日に終了した6か月間を対象として表示され、2020年6月30日に終了した12か月間を比較情報としている。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は当期事業年度中、日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（2002年12月13日設定）の管理運用も行っていった。

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂（2011年7月1日発効）が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法（2010年法）第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジー S I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズ S I C A V に関して当社が U C I T S に基づく管理会社になることが可能となった。

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンド - U K リアル・エステート・ファンドは、フィデリティ U K リアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドの A I F M としての責任は、F I L インベストメント・サービスズ（英国）リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

当社は、2018年10月1日以降、直接の親会社である F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイおよび F I L （ルクセンブルグ）エス・エイと共に付加価値税グループの一部である。

当社は、当社が間接的の子会社としてその一部である最大の組織を形成する F I L リミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、バミュダ、H M 19、ハミルトン、ペンブローク、クロー・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接的の子会社としてその一部である最小の組織を形成する F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a に所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

## 注 2 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、継続会計基準により、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法（改正済）によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は極めて限定的であるため、新型コロナウイルス感染症に伴う会計方針の変更はない。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

### 2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ（EUR）である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

外国通貨建金融資産（負債を除く。）は、貸借対照表日の実勢為替レートで再換算される。換算による未実現為替損失は、当期の純損益に計上される。為替利益は、実現主義に基づき損益計算書に計上される。

### 2.2 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

### 2.3 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、F I L リミテッド ・ グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

### 2.4 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格（付帯する費用を含む。）または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

### 2.5 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

### 2.6 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

### 2.7 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

### 2.8 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

## 注 3 - 売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用を行う投資信託からの未収金により構成される。

## 注4 - 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関するF I Lリミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主に当社の直接の親会社であるF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対し支払うべき連結税務に関連する未払金から構成されており、注17に記載される。

## 注5 - その他の投資証券等

当社は、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にフィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・クラスA・アキュムレイティング・シェアーズ・ファンドおよびモルガン・スタンレー・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・リクイデティ・ファンド・インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアーズ・ファンドに投資した。

## 注6 - 払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、1株当たり1,000ユーロの全額払込済の普通株式500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2020年6月30日および2020年12月31日現在	500	500,000

## 注7 - 資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2020年6月30日および2020年12月31日現在	4,000,000

## 注8 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。

## 注9 - 準備金および損益項目の期中増減

2020年12月31日に終了した6か月間の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2020年7月1日現在	50,000	419,200	9,785,962	11,372,922
期中増減：				
- 前期利益の割当て	-	-	11,372,922	(11,372,922)
- その他の増減：資産税（富裕税）	-	(182,000)	182,000	-
- その他の増減：分配	-	-	(10,235,000)	-
- 当期利益	-	-	-	5,281,022
2020年12月31日現在	50,000	237,200	11,105,884	5,281,022

純利益の割当ては、2020年12月1日開催の年次総会において承認された。

2020年12月、当社はF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対して10.2百万ユーロの分配金を支払った。

## 注10 - その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8 a項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てた。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。当社は、F I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成しているため、資産税（富裕税）債務を減少させるこの選択を採用しない。

## 注11 - その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

## 注12 - 買掛金

買掛金は、主に当社が管理運用を行う投資信託のために支払う払戻金により構成される。比較対象期間における増加は、次期会計期間中にのみ払戻しが行われた保管報酬を反映している。

## 注13 - 税務当局

当社は、ルクセンブルグにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの年度に関する査定を発行している。

## 注14 - 純売上高

純売上高は、フィデリティ・インターナショナルのルクセンブルグに所在する投資信託の監督、管理事務および管理運用に関連する報酬から構成されている。すべての売上高は、ルクセンブルグにおいて遂行された活動に由来する。

## 注15 - その他の外部費用

その他の外部費用には、以下が含まれる。

	2020年12月31日に終了 した6か月間	2020年6月30日に終了 した12か月間
	ユーロ	ユーロ
投資助言報酬	1,493,106	2,729,239
販売報酬	1,480,716	2,772,660
専門家報酬	737,440	957,011
所在地事務報酬および管理事務報酬	1,638,397	2,409,901
ファンド経費	220,948	565,830
その他	213,039	491,176
	5,783,646	9,925,817

「その他」は、主として回収不能な付加価値税の償却により構成されている。

## 注16 - 従業員および監督部門に関する詳細

## 16.1 スタッフ

当社は、2020年12月31日に終了する6か月間に平均55名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2020年12月31日に終了 した6か月間	2020年6月30日に終了 した12か月間
管理職	-	-
従業員	55	53
	55	53

当社の管理職は、F I L リミテッド ・ グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用は当社に対して請求され、注記14「その他の外部費用」中において「所在地事務報酬および管理事務報酬」として開示されている。

## 16.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

2020年12月31日に終了した6か月間において、8,805ユーロ（2020年6月30日に終了した12か月間：12,745ユーロ）が非業務執行取締役に支払われた。当社が直接支払を行ったか、または当社に請求書を送付されたか（その他の外部費用として開示されている。）にかかわらず、日々の運営責任に関して支払われた給料以外に、当社またはF I L リミテッド ・ グループのその他の会社によって雇用された経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2020年6月30日現在および2020年12月31日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

## 16.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2020年6月30日に終了した年度中および2020年12月31日に終了した6か月間において、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

## 注17 - 収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結税務制度に基づき、F I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成した。これにより、各社の所得税債務は連結される予定である。その結果、2020年12月31日に終了した6か月間の1,806,090ユーロ（2020年6月30日に終了した年度：3,801,034ユーロ）の負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

## 注18 - 後発事象

報告すべき後発事象はなかった。

[次へ](#)

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2020

	Note(s)	31 December 2020 <sup>(1)</sup> EUR	30 June 2020 EUR
ASSETS			
Current assets			
Debtors	2.2		
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	3	6,599,548	3,476,288
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	3,602,359	3,146,782
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		65,597	62,720
Investments			
Other investments	2.4, 5	18,980,279	25,137,728
Cash at bank and in hand		1,977,243	289,322
		<u>31,225,026</u>	<u>32,112,840</u>
Prepayments	2.5	2,537	35,256
<b>Total Assets</b>		<u><u>31,227,563</u></u>	<u><u>32,148,096</u></u>

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1.  
The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Balance sheet as at 31 December 2020

	Note(s)	31 December 2020 <sup>(1)</sup> EUR	30 June 2020 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	500,000	500,000
Share premium account	7	4,000,000	4,000,000
Reserves			
Legal reserve	8, 9	50,000	50,000
Other reserves	9		
- other available reserves		-	182,000
- other non-available reserves	10	237,200	237,200
Profit brought forward	9	11,105,884	9,785,962
Profit for the period / financial year		5,281,022	11,372,922
		<u>21,174,106</u>	<u>26,128,084</u>
Provisions			
Other provisions	11	1,241,072	1,189,954
Creditors			
Trade creditors			
- becoming due and payable within one year	12	2,417,985	350,688
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	6,145,080	4,221,023
Other creditors			
Tax authorities	13	99,183	160,701
Social security authorities		150,137	97,646
		<u>8,812,385</u>	<u>4,830,058</u>
<b>Total Capital, Reserves and Liabilities</b>		<u><u>31,227,563</u></u>	<u><u>32,148,096</u></u>

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1. The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Profit and loss account for the period from 1 July 2020 to 31 December 2020

		6 months ended 31 December 2020 <sup>(1)</sup>	12 months ended 30 June 2020
	Note(s)	EUR	EUR
Net turnover	2.8, 14	15,447,296	30,344,379
Other external expenses	15	(5,783,646)	(9,925,817)
Staff costs	16		
- Wages and salaries		(2,179,765)	(4,315,055)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(101,901)	(95,100)
ii. other social security costs		(362,842)	(584,484)
- Other staff costs		(33,827)	(80,384)
		<u>(2,678,335)</u>	<u>(5,075,023)</u>
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		307,056	882
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses		(57,449)	(103,710)
Tax on profit	17	(1,806,090)	(3,862,974)
Profit after taxation		5,428,832	11,377,737
Other taxes not shown under previous items		(147,810)	(4,815)
<b>Profit for the financial period/year</b>		<u><u>5,281,022</u></u>	<u><u>11,372,922</u></u>

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1.  
The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Notes to the annual accounts as at 31 December 2020

### Note 1 - General information

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city.

The Company changed its financial year end from 30 June to 31 December with these annual accounts being the first presented to the new period end date. Accordingly, these annual accounts are presented for the 6 months ended 31 December 2020 with comparatives for the 12 months ended 30 June 2020.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Directors has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002) during the year.

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “management within the meaning of Article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment”. This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 1 July 2011 and for the Fidelity Funds SICAV on 1 June 2012.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“AIFM”) Directive on 22 July 2014, FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

The Company has since 1 October 2018 been part of a VAT group with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.A., and FIL (Luxembourg) S.A..

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.A. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

#### Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared on a going concern basis and in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The accounting policies have not been modified as a result of the COVID-19 pandemic, due to the very limited impact it has had on the Company,

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

#### 2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro ( " EUR " ). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets except liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date and unrealised losses arising on exchange are included in the net profit or loss for the year. Exchange gains are recorded in the profit and loss account on realisation.

#### 2.2 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

#### 2.3 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

#### 2.4 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

## 2.5 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

## 2.6 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## 2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

## 2.8 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

## Note 3 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company.

## Note 4 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Holdings (Luxembourg) S.A., the Company's immediate parent, relating to the tax unity described in Note 17.

## Note 5 - Other investments

The Company has taken the opportunity to invest part of its cash balances in a Fidelity Institutional Liquidity Fund PLC - Euro Class A Accumulating Shares fund and a Morgan Stanley Liquidity Fund PLC - Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis.

## Note 6 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 ordinary shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 30 June 2020 and 31 December 2020	500	500,000

## Note 7 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

	EUR
As at 30 June 2020 and 31 December 2020	4,000,000

## Note 8 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

## Note 9 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the 6 months ended 31 December 2020 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the period
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 1 July 2020	50,000	419,200	9,785,962	11,372,922
Movements for the period:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	11,372,922	(11,372,922)
- Other movements: net wealth tax	-	(182,000)	182,000	-
- Other movements: dividend	-	-	(10,235,000)	-
- Profit for the year	-	-	-	5,281,022
As at 31 December 2020	50,000	237,200	11,105,884	5,281,022

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 1 December 2020.

The Company paid a dividend of €10.2m to FIL Holdings (Luxembourg) S.A. in December 2020.

## Note 10 - Other non-available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocated under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation. This option of reducing the Net Wealth Tax liability is not available while the Company is part of a Tax Unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A..

## Note 11 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

## Note 12 - Trade creditors

Trade creditors consists principally of reimbursable amounts paid by the Company on behalf of the funds it manages. The increase over the comparative period reflects custodian fees which were reimbursed only in the following financial period.

## Note 13 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

## Note 14 - Net turnover

Net turnover consists of fees relating to the oversight, administration and management of Fideli International's Luxembourg domiciled funds. All turnover is derived from activities performed in Luxembourg.

## Note 15 - Other external expenses

Other external expenses include:

	6 months ended 31 December 2020 EUR	12 months ended 30 June 2020 EUR
Sub-advisory	1,493,106	2,729,239
Distribution fees	1,480,716	2,772,660
Professional fees	737,440	957,011
Domiciliation and administration fees	1,638,397	2,409,901
Fund expenses	220,948	565,830
Other	213,039	491,176
	<u>5,783,646</u>	<u>9,925,817</u>

Other is composed mainly of irrecoverable VAT written off.

## Note 16 - Details related to employees and to supervisory bodies

## 16.1 Staff

The Company employed an average of 55 full time persons during the 6 months ended 31 December 2020 broken down by category as follows:

	6 months ended 31 December 2020	12 months ended 30 June 2020
Managers	-	-
Employees	55	53
	<u>55</u>	<u>53</u>

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs charged to the Company and disclosed in Note 14 in Other external expenses under the heading "Domiciliation and administration fees".

16.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments  
in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the 6 months ended 31 December 2020 €8,805 has been paid to non-executive directors (12 months ended 30 June 2020: €12,745). No remuneration has been granted to management or supervisory members employed by the Company or by other FIL Limited group companies other than salaries paid for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 31 December 2020 and 30 June 2020.

16.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the 6 months ended 31 December 2020 and the year ended 30 June 2020, no advances and loans have been granted to those members.

Note 17 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective income tax liabilities. As a result, the current year liability of €1,806,090 for the 6 months ended 31 December 2020 (year ended 30 June 2020: €3,801,034) is included in “ Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year ” .

Note 18 - Subsequent events

There were no subsequent events to report.

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 128.41円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

## 貸借対照表

2021年6月30日現在

	2021年6月30日		2020年12月31日 <sup>(1)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
<b>流動資産</b>				
債権				
- 1年以内に期限の到来する売上債権	9,112,815	1,170,177	6,599,548	847,448
- 1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金	3,017,969	387,537	3,602,359	462,579
- 1年以内に期限の到来するその他の未収金	174,565	22,416	65,597	8,423
投資証券等				
その他の投資証券等	18,727,629	2,404,815	18,980,279	2,437,258
銀行預金および手許金	2,102,074	269,927	1,977,243	253,898
	<u>33,135,052</u>	<u>4,254,872</u>	<u>31,225,026</u>	<u>4,009,606</u>
前払費用	17,500	2,247	2,537	326
<b>資産合計</b>	<u>33,152,552</u>	<u>4,257,119</u>	<u>31,227,563</u>	<u>4,009,931</u>
<b>資本、準備金および負債</b>				
<b>資本および準備金</b>				
払込資本	500,000	64,205	500,000	64,205
資本剰余金勘定	4,000,000	513,640	4,000,000	513,640
準備金				
- 法定準備金	50,000	6,421	50,000	6,421
- その他の準備金				
- その他の配当不能準備金	237,200	30,459	237,200	30,459
繰越利益	16,386,906	2,104,243	11,105,884	1,426,107
当期利益	5,376,520	690,399	5,281,022	678,136
	<u>26,550,626</u>	<u>3,409,366</u>	<u>21,174,106</u>	<u>2,718,967</u>
引当金				
その他の引当金	959,151	123,165	1,241,072	159,366
<b>買掛金</b>				
- 1年以内に支払期限の到来する買掛金	1,535,177	197,132	2,417,985	310,493
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2,718,996	349,146	6,145,080	789,090
その他の買掛金				
- 税務当局	1,272,435	163,393	99,183	12,736
- 社会保障当局	116,167	14,917	150,137	19,279
	<u>5,642,775</u>	<u>724,589</u>	<u>8,812,385</u>	<u>1,131,598</u>
<b>資本、準備金および負債合計</b>	<u>33,152,552</u>	<u>4,257,119</u>	<u>31,227,563</u>	<u>4,009,931</u>

(1) 当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更した。

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

## 損益計算書

2021年6月30日に終了した6か月間

	2021年6月30日に終了した 6か月間		2020年12月31日に終了した 6か月間 <sup>(1)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
純売上高	16,903,145	2,170,533	15,447,296	1,983,587
割戻費用	-	-	-	-
その他の外部費用	(6,602,247)	(847,795)	(5,783,646)	(742,678)
人件費				
- 賃金・給料	(2,432,458)	(312,352)	(2,179,765)	(279,904)
- 社会保障費				
. 年金関連	(51,138)	(6,567)	(101,901)	(13,085)
. その他の社会保障費	(336,263)	(43,180)	(362,842)	(46,593)
- その他の人件費	(38,107)	(4,893)	(33,827)	(4,344)
	(2,857,966)	(366,991)	(2,678,335)	(343,925)
その他の受取利息および類似する収益				
- その他の利息および類似する収益	-	-	307,056	39,429
支払利息および類似する費用				
- その他の利息および類似する費用	(77,836)	(9,995)	(57,449)	(7,377)
	(77,836)	(9,995)	(57,449)	(7,377)
収益税	(1,988,576)	(255,353)	(1,806,090)	(231,920)
税引後利益	5,376,520	690,399	5,428,832	697,116
上記項目に含まれないその他の税	-	-	(147,810)	(18,980)
<b>当期利益</b>	<b>5,376,520</b>	<b>690,399</b>	<b>5,281,022</b>	<b>678,136</b>

(1) 当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更した。

## 6【その他】

2021年10月29日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行います。

（注）\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 証券情報

### （１）ファンドの名称

<訂正前>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド  
(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2021年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

<訂正後>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド  
(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2022年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

### （５）申込手数料

<訂正前>

（前略）

#### クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が支払われる。なお、2021年9月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

#### クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が

支払われる。なお、2021年12月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

(後略)

## 有価証券報告書

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 ファンドの性格

###### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2021年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

<訂正後>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2022年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

###### (3) ファンドの仕組み

###### c. 管理会社の概要

###### (二) 資本金の額

<訂正前>

2021年8月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ(約6,485万円)で、2021年8月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ(129,690円)の額面で記名株式500株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.69円)による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

## &lt; 訂正後 &gt;

2021年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約6,421万円）で、2021年11月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（128,410円）の額面で記名株式500株を発行済である。

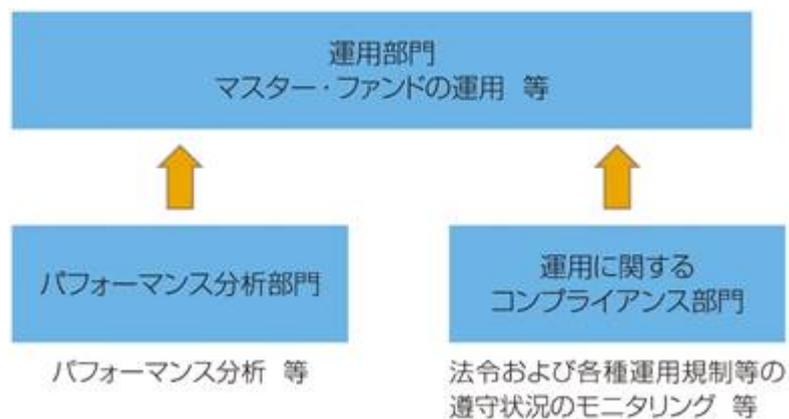
（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.41円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

## 2 投資方針

## (3) 運用体制

## &lt; 訂正前 &gt;

サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの運用体制は、以下のとおりである。



- ・ 運用部門では、マスター・ファンドの運用等を行う。
- ・ パフォーマンス分析部門では、マスター・ファンドのパフォーマンス分析等を行う。  
(中略)

## &lt; ファンドの運用体制に対する管理等 &gt;

(中略)

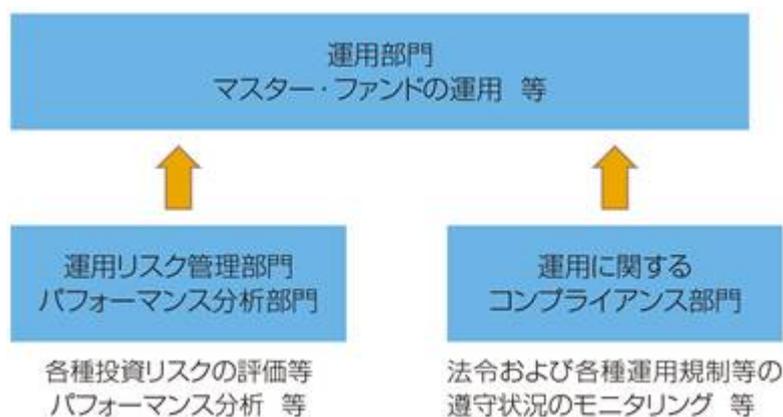
- ・ ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックする。

## &lt; 管理会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制等 &gt;

(後略)

## &lt; 訂正後 &gt;

サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの運用体制は、以下のとおりである。



- ・ 運用部門では、マスター・ファンドの運用等を行う。
- ・ 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクの評価等を行う。
- ・ パフォーマンス分析部門では、マスター・ファンドのパフォーマンス分析等を行う。  
(中略)

<ファンドの運用体制に対する管理等>

(中略)

- ・ ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックする。
- ・ 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会\*、必要に応じて適宜関係部門に報告している。

\* 委託会社では、マスター・ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置している。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、マスター・ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視している。

<管理会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制等>

(後略)

### 3 投資リスク

#### a. リスク要因

##### (ホ) 追加的なリスク

<訂正前>

#### サステイナブル投資

(前略)

サステナビリティ・リスクの具現化は、サステイナブル・リスクの事象であると考えられる。こうした事象の場合、ファンドのリターンは、( )かかる事象の発生後、影響を受けた投資対象の直接的な損失（影響が即時または段階的であるかを問わない。）または( )かかる事象の発生後、管理会社が関連性があるとみなしたファンドについて、サステイナブルな特色を維持するためのポートフォリオの分散見直しにより発生する損失に起因して、影響を被ることがある。

(b) 上記(a)に加えて、本項は、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）No.2019/2088（以下「SFDR」という。）第8条の開示要件の対象であり、有価証券のサステイナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のESG評価提供者により補完されるESG基準を用いるファンドに該当する。投資運用会社が、サステイナブルな特色を維持する発行体の有価証券に重点を置くこと

は、フィデリティ・ファンズの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種のファンドと比べて不利なリターンを生み出すことがある。ファンドの投資方針にサステイナブル活動の状況が用いられていることにより、ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および/またはサステイナブルな特色に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。短期的には、サステイナブルな特色を維持する企業の有価証券に重点を置くことは、重点を置かない同種のファンドと比べて、フィデリティ・ファンズの投資実績に良好な影響または不利な影響を及ぼすことがある。長期的には、フィデリティ・ファンズは、このような重点を置くことで良好な影響が及ぼされるものと予想しているが、その保証はない。しかしながら、ファンドは、E S G基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるファンドは損失を被ることがある。また、有価証券のE S G関連の特色は、時間の経過とともに変化する可能性があり、投資運用会社は、その処分が財務上の観点からのみ不利となる可能性がある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、ファンドの価格は下落することがある。また、E S G基準の採用により、ファンドは、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して、投資がE S Gに重点を置いた企業に集中することがある。

（後略）

<訂正後>

#### サステイナブル投資

（前略）

サステナビリティ・リスクの具現化は、サステイナブル・リスクの事象であると考えられる。こうした事象の場合、ファンドのリターンは、( )かかる事象の発生後、影響を受けた投資対象の直接的な損失（影響が即時または段階的であるかを問わない。）または( )かかる事象の発生後、管理会社に関連性があるとみなしたファンドについて、サステイナブルな特色を維持するためのポートフォリオの分散見直しにより発生する損失に起因して、影響を被ることがある。

ファンドが金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）No.2019 / 2088（随時改訂されることがある。）（以下「S F D R」という。）第8条の開示要件の対象であると特定された場合、同ファンドは、E Uタクソノミー規則（E U）2020 / 852（以下「タクソノミー規則」という。）により、「重大な害を及ぼさない」とする評価原則が、環境的にサステイナブルな経済活動に関するE U基準を考慮した金融商品を裏付けとする投資のみを対象として適用される旨を明言することを義務付けられている。ファンドが行う残りの投資対象については、環境的にサステイナブルな経済活動に関するE U基準を考慮しない。

現在、これらのファンドのポートフォリオに係るタクソノミー規則との整合性を判断するため利用可能な市場データは不足している。したがって、重大な害を及ぼさないとする評価原則に関連した上述の開示要件にかかわらず、現時点でS F D R第8条の対象であるファンドはいずれも、環境的にサステイナブルな経済活動に関するE U基準を考慮していない。今後、ファンドの投資対象を正確に評価することを可能にするデータが入手可能になる場合、投資家は、環境的にサステイナブルな経済活動に関するE U基準との整合性の判断が可能となる。

ファンドがS F D R第8条または第9条の開示要件の対象であると特定されていない場合、同ファンドはタクソノミー規則第7条の対象となり、その投資対象は環境的にサステイナブルな経済活動に関するE U基準を考慮しない。

(b) 上記(a)に加えて、本項は、S F D R第8条の開示要件の対象であり、有価証券のサステイナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のE S G評価提供者により補完されるE S G基準を用いるファンドに該当する。投資運用会社が、サステイナブルな特色を維持する発行体の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンズの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種のファンドと比べて不利なリターンを生み出すことがある。ファンドの投資方針にサステイナブル活動の状況が用いられていることにより、ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および/また

はサステイナブルな特色に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。短期的には、サステイナブルな特色を維持する企業の有価証券に重点を置くことは、重点を置かない同種のファンドと比べて、フィデリティ・ファンズの投資実績に良好な影響または不利な影響を及ぼすことがある。長期的には、フィデリティ・ファンズは、このような重点を置くことで良好な影響が及ぼされるものと予想しているが、その保証はない。しかしながら、ファンドは、ESG基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるファンドは損失を被ることがある。また、有価証券のESG関連の特色は、時間の経過とともに変化する可能性があり、投資運用会社は、その処分が財務上の観点からのみ不利となることのある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、ファンドの価格は下落することがある。また、ESG基準の採用により、ファンドは、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して、投資がESGに重点を置いた企業に集中することがある。

(後略)

#### b. リスクに対する管理体制

<訂正前>

(前略)

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っている。

リスク管理プロセス

(後略)

<訂正後>

(前略)

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っている。

運用リスク管理部門では、流動性リスクを含むマスター・ファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告している。

リスク管理プロセス

(後略)

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

#### (イ) 海外における申込手数料

<訂正前>

(前略)

クラスB受益証券

(中略)

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2021年10月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。CDSは、クラスB受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB受益証券

（中略）

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする（2022年1月末日現在0.45%）年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

（後略）

（ロ）日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

（前略）

#### クラスB 受益証券

（中略）

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2021年9月末日現在、C D S Cに対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

#### クラスB 受益証券

（中略）

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2021年12月末日現在、C D S Cに対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

（5）課税上の取扱い

（A）日本

< 訂正前 >

2021年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

< 訂正後 >

2021年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における申込手続等

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする ( 2021年10月末日現在 0.45% ) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする ( 2022年 1 月末日現在 0.45% ) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

( 後略 )

## (2) 日本における申込手続等

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率 0.45% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2021年 9 月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S C に対して課せられない。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率 0.45% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2021年12月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S C に対して課せられない。

( 後略 )

## 5 資産管理等の概要

## (4) 計算期間

&lt; 訂正前 &gt;

ファンドの決算日は、毎年4月30日である。

<訂正後>

ファンドの決算日は、毎年4月30日である。ファンドの財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計基準に基づき作成される。

[次へ](#)

## 第二部 特別情報

### 第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

（2020年11月付）

・定義

（中略）

P R I I P s 規則またはパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品（P R I I P s）を対象とした重要情報規則1286 / 2014 文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（E U）No.1286 / 2014

（中略）

・ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

（中略）

U C I T S およびパート ファンドに適用される法令は、各種規則およびC S S F 通達によって補足されている。

（中略）

・ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

（中略）

#### 3.2.2. 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

（中略）

B . U C I T S および個人投資家向けパート S I C A V に関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

（中略）

保管受託銀行は、S I C A V のキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A V の投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、S I C A V のすべての現金が a ) S I C A V またはS I C A V を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b ) 指令2006 / 73 / E C (注) 第18条第1項 a )、b ) およびc ) に規定される法人において開設され、また、c ) 指令2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A V を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b ) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

(注) 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに指令の定義語についての欧州議会および理事会指令2004 / 39 / E C を施行する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E C をいう。

C . S I C A V の資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

（中略）

#### 3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法第15章（U C I T S）または第16章（パート ファンド）のいずれかに服する管理会社により管理される。

（中略）

・2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S

（中略）

#### 3.1. ルクセンブルグに登録上の事務所を有するU C I T S 管理会社が業務を行うための条件

（中略）

(8) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

（中略）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

（中略）

#### 4.1.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型U C I T S 投資法人およびU C I T S に係る助言または販売を行う自然人に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。かかる移行期間は、規則（E U）No.345 / 2013、規則（E U）No.346 / 2013および規則（E U）No.1286 / 2014を改正する、投資信託

の国境を越えた販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/1156により、2021年12月31日まで延長された。

（中略）

#### 4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される規制

（中略）

- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509

（中略）

- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011）

#### 4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

（中略）

##### （ ）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

（中略）

##### （ ）刑事上の制裁およびその他の行政措置

（中略）

(9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

（中略）

c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日付改正法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること。

d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(10) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。

（中略）

#### . 2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

（中略）

#### 1.4.2. 年次報告書

（中略）

規制市場における取引を認められているAIFは、指令2004/109/ECに従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、更に、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にAIFMから職員に支払われた報酬総額およびAIFから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

#### 1.4.3. CSSFに対する報告義務

（中略）

#### 1.6. AIFの国際的な販売および運用

（中略）

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、AIFMは、AIFを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

#### 2. 2013年法を条件としたオルタナティブ投資ファンドの導入

（中略）

## 2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型U C I T S 投資法人およびU C I T S に係る助言または販売を行う自然人に対して、2021年12月31日までの移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からU C I T S K I I D を発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。

（後略）

## &lt;訂正後&gt;

（2021年12月付）

## . 定義

（中略）

P R I I P s 規則またはパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品（P R I I P s）を対象とした重要情報規則1286 / 2014 文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（E U）No.1286 / 2014（改正済）

（中略）

## . ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

（中略）

U C I T S およびパート ファンドに適用される法令は、各種規則、C S S F 通達およびF A Qによって補足されている。

（中略）

## . ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

（中略）

## 3.2.2. 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

（中略）

B . U C I T S および個人投資家向けパート S I C A V に関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

（中略）

保管受託銀行は、S I C A V のキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A V の投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、S I C A V のすべての現金が a ) S I C A V またはS I C A V を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b ) 指令2006 / 73 / E C 第18条第1項 a )、b ) およびc ) に規定される法人において開設され、また、c ) 指令2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A V を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b ) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C . S I C A V の資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

（中略）

## 3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法第15章（U C I T S）または第16章（例えば、パート ファンド）のいずれかに服する管理会社により管理される。

（中略）

## . 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S

（中略）

## 3.1. ルクセンブルグに登記上の事務所を有するU C I T S 管理会社が業務を行うための条件

（中略）

(8) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

（中略）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No.1093 / 2010、規則（E U）No.575 / 2013、規則（E U）No.600 / 2014および規則（E U）No.806 / 2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

（中略）

## 4.1.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型U C I T S 投資法人およびU C I T S に係る助言または販売を行う自然人に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。かかる移行期間は、規則 ( E U ) No. 345 / 2013、規則 ( E U ) No. 346 / 2013および規則 ( E U ) No. 1286 / 2014を改正する、投資信託の国境を越えた販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) 2019 / 1156 (改正済) により、2022年12月31日まで延長された。

(中略)

4.1.3. ルクセンブルグにおけるU C I T S に適用される主な規制

(中略)

- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11 / 509 (C S S F通達21 / 778により改正済)

(中略)

- ベンチマーク規則 (指令2008 / 48 / E C および指令2014 / 17 / E U ならびに規則 ( E U ) No. 596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) 2016 / 1011) (改正済)

- 金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) 2019 / 2088 (改正済)

- 規則 ( E U ) 2019 / 2088を改正する、サステナブルな投資を容易にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) 2020 / 852

## 4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T S に適用される追加的要件

(中略)

## ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解 (該当する場合) の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

(中略)

## ( ) 刑事上の制裁およびその他の行政措置

(中略)

(9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

(中略)

c ) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法 (改正済) (注) に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること。

d ) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(注) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護当局を組織し、個人データの処理および当該データの自由な移動に係る自然人の保護に関する2016年4月27日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) 2016 / 679を施行し、指令95 / 46 / E C (一般データ保護規則) を廃止し、労働法ならびに公務員の昇進のための取扱い制度、条件および様式を策定した2015年3月25日付改正法を改正する2018年8月1日付ルクセンブルグ法によって廃止されたことに留意されたい。

(10) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。

(中略)

## . 2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

## 1.4.2. 年次報告書

(中略)

規制市場における取引を認められているA I Fは、指令2004 / 109 / E C (注) に従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならず、更に、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にA I F Mから職員に支払われた報酬総額およびA I Fから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

（注）指令2004 / 109 / E Cとは、指令2001 / 34 / E Cを改正する、規制市場における取引を認められている証券の発行者の情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および理事会指令2004 / 109 / E C（随時改正および補完される。）をいう。

#### 1.4.3. C S S Fに対する報告義務

（中略）

#### 1.6. A I Fの国際的な販売および運用

（中略）

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、A I F Mは、A I Fを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

更に、2021年7月21日法により改正された2013年法第28 - 1条および第28 - 2条によって法制化されたA I F M D第30 a条に従い、E U圏のA I F Mによる欧州連合圏内でのプレマーケティングの条件および通知手続が導入された。

#### 2 . 2013年法を条件としたオルタナティブ投資ファンドの導入

（中略）

#### 2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型U C I T S 投資法人およびU C I T S に係る助言または販売を行う自然人に対して、2022年12月31日までの移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からU C I T S K I I Dを発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。

（後略）

[次へ](#)

## 別紙

## フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド

## 5. マスター・ファンドの運用状況等

「マスター・ファンドの運用状況等」は、以下の内容に更新されます。

マスター・ファンドの運用状況は、以下のとおりである。

## (1) 基本情報

通貨建	米ドル
マスター・ファンド設立日	2004年8月23日
純資産価額	約2,252百万米ドル

(2021年11月30日現在)

## (2) ポートフォリオの内容

## 組入れ上位10銘柄

銘柄	対純資産総額比率 (%)
INFOSYS LTD	10.1
HDFC BANK LTD	6.2
ICICI BANK LTD	5.6
AXIS BK LTD	5.1
HCL TECHNOLOGIES LTD	4.6
RELIANCE INDUSTRIES LTD	4.6
APOLLO HOSP ENTERPRISES LTD	3.3
ULTRATECH CEMENT LTD	3.1
HOUSING DEV FINANCE CORP LTD	2.8
HINDUSTAN UNILEVER LTD	2.7

上位10銘柄合計48.0%

(2021年11月30日現在)

## 資産別配分

資産	対純資産総額比率 (%)
株式	98.6
現金・その他	1.4

(2021年11月30日現在)

## 国・地域別資産配分

国・地域	対純資産総額比率 (%)
インド	102.0
その他	-3.4
現金・その他	1.4

(2021年11月30日現在)

## 業種別資産配分

業種	対純資産総額比率 (%)
金融	25.7
情報技術	17.6
一般消費財・サービス	13.6
素材	9.5
ヘルスケア	8.3
資本財・サービス	7.5
生活必需品	7.1
エネルギー	4.6
公益事業	2.6
不動産	1.2
コミュニケーション・サービス	1.0
現金・その他	1.4

(2021年11月30日現在)

## (3) 運用実績

パフォーマンス (マスター・ファンドの通貨ベース、%)

	年初来	1年	3年	5年	設定来
累積リターン	20.8	32.7	47.4	94.7	596.9
マスター・ファンド の参考指標 (注)	22.2	34.9	51.9	95.2	681.8
年率リターン		32.7	13.8	14.3	11.9
マスター・ファンド の参考指標 (注)		34.9	14.9	14.3	12.6

(2021年11月30日現在)

(注) MSCI India 8% Capped (Net)

[次へ](#)

## 9 . マスター・ファンドの経理状況

以下のマスター・ファンドの中間財務書類が追加されます。

### 中間財務書類

以下のマスター・ファンドの中間財務書類においては、米ドル、ユーロ、英ポンドおよびシンガポール・ドルの日本円への換算には、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.77円、1ユーロ=128.41円、1英ポンド=151.56円および1シンガポール・ドル=83.21円）が使用されている。

[次へ](#)

## フィデリティ・ファンズ

## 純資産計算書

2021年10月31日現在

ファンド名 通貨	インディア・フォーカス・ファンド <sup>7, 9</sup>	
	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額	2,390,312,471	271,945,850
銀行預金	-	-
銀行およびブローカー預金	31,262,231	3,556,704
投資有価証券売却未収金	-	-
投資証券発行未収金	6,176,671	702,720
未収配当金および未収利息	3,272,168	372,275
差金決済契約に係る未実現利益	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-
先物契約に係る未実現利益	-	-
スワップに係る未実現利益	-	-
購入オプション時価	-	-
資産合計	2,431,023,541	276,577,548
負債		
投資有価証券購入未払金	-	-
投資証券買戻未払金	15,065,118	1,713,958
未払費用	3,283,842	373,603
差金決済契約に係る未実現損失	-	-
為替予約契約に係る未実現損失	-	-
先物契約に係る未実現損失	-	-
スワップに係る未実現損失	-	-
引受オプション時価	-	-
キャピタル・ゲイン税未払金	85,662,668	9,745,842
その他の未払金	11,466	1,304
当座借越	21	2
負債合計	104,023,115	11,834,710
純資産額：2021年10月31日現在	2,327,000,426	264,742,838
純資産額：2021年4月30日現在	1,940,548,392	220,776,191
純資産額：2020年4月30日現在	1,412,401,407	160,688,908
純資産額：2019年4月30日現在	1,824,270,451	207,547,249
投資有価証券取得原価	1,439,408,921	163,761,553

## 脚注

7 - 当サブ・ファンドは、モーリシャスの完全所有子会社であるF I Lインベストメンツ（モーリシャス）リミテッドを通して、インドの株式に部分的に投資する。

9 - これらのサブ・ファンドは、サステナブルファイナンス開示規則（以下「S F D R」という。）に準拠した第8条サブ・ファンドと定義される。S F D Rとは、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）No.2019/2088をいう。第8条サブ・ファンドは、特に環境的特色もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を追求する。

## フィデリティ ・ ファンズ

## 1 口当たり純資産価格表

2021年10月31日現在

ファンド名 通貨	インディア ・ フォーカス ・ ファンド <sup>7, 9</sup> 米ドル	
2021年10月31日現在発行済口数		
- A 投資証券 ( 米ドル )	15,200,315口	
- A 投資証券 ( ユーロ )	3,997,130口	
- A 投資証券 ( 英ポンド )	5,601,292口	
- A 投資証券 ( シンガポール ・ ドル )	7,277,745口	
- A - A C C 投資証券 ( 米ドル )	1,316,822口	
- E - A C C 投資証券 ( ユーロ )	779,463口	
- - A C C 投資証券 ( 米ドル )	5,279,532口	
- Y 投資証券 ( 米ドル )	850,434口	
- Y 投資証券 ( ユーロ )	1,344,722口	
- Y 投資証券 ( 英ポンド )	94,721,081口	
- Y - A C C 投資証券 ( 米ドル )	4,397,228口	
- Y - A C C 投資証券 ( ユーロ )	1,677,406口	
2021年10月31日現在 1 口当たり純資産価格		
- A 投資証券 ( 米ドル )	71.22米ドル	8,103円
- A 投資証券 ( ユーロ )	74.99ユーロ	9,629円
- A 投資証券 ( 英ポンド )	9.410英ポンド	1,426円
- A 投資証券 ( シンガポール ・ ドル )	1.977シンガポール ・ ドル	165円
- A - A C C 投資証券 ( 米ドル )	14.70米ドル	1,672円
- E - A C C 投資証券 ( ユーロ )	17.82ユーロ	2,288円
- - A C C 投資証券 ( 米ドル )	15.85米ドル	1,803円
- Y 投資証券 ( 米ドル )	29.15米ドル	3,316円
- Y 投資証券 ( ユーロ )	35.35ユーロ	4,539円
- Y 投資証券 ( 英ポンド )	3.588英ポンド	544円
- Y - A C C 投資証券 ( 米ドル )	25.87米ドル	2,943円
- Y - A C C 投資証券 ( ユーロ )	19.43ユーロ	2,495円

## フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド7、9

## 投資有価証券明細表

2021年10月31日現在

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
Reliance Industries	IN	INR	3,256,403	110,349,892	4.74
				110,349,892	4.74
公益事業					
Gujarat Gas	IN	INR	6,099,417	50,685,286	2.18
Power Grid Corporation of (India)	IN	INR	9,972,697	24,676,365	1.06
				75,361,651	3.24
素材					
UltraTech Cement	IN	INR	696,783	71,112,301	3.06
Tata Steel	IN	INR	3,079,570	54,210,302	2.33
Ambuja Cements	IN	INR	5,432,135	29,395,909	1.26
APL Apollo Tubes	IN	INR	2,349,909	25,134,379	1.08
SRF	IN	INR	762,175	21,561,856	0.93
PI Industries	IN	INR	532,731	21,355,267	0.92
Anupam Rasayan India	IN	INR	1,335,248	14,330,922	0.62
Indigo Paints	IN	INR	209,847	6,705,052	0.29
				243,805,988	10.48
資本財・サービス					
Teamlease Services	IN	INR	565,872	33,865,771	1.46
Astral Poly Technik	IN	INR	1,153,334	33,658,295	1.45
Havells India	IN	INR	1,972,273	33,305,869	1.43
Larsen & Toubro	IN	INR	1,266,991	29,937,892	1.29
KEC International	IN	INR	4,617,755	29,506,323	1.27
				160,274,150	6.89
情報技術					
Infosys ADR	IN	USD	5,854,596	130,264,761	5.60
HCL Technologies	IN	INR	6,866,863	104,992,136	4.51
Infosys	IN	INR	4,412,980	98,607,558	4.24
Tata Consultancy Services	IN	INR	1,092,923	49,616,887	2.13
Computer Age Management Services	IN	INR	293,266	11,809,567	0.51
				395,290,909	16.99
一般消費財・サービス					
Eicher Motors	IN	INR	1,443,793	47,976,679	2.06
Crompton Greaves Consumer Electricals	IN	INR	7,637,417	47,495,298	2.04
Tata Motors	IN	INR	6,548,224	42,203,497	1.81
Sona Blw Precision Forging	IN	INR	4,281,450	36,999,979	1.59
MakeMyTrip	IN	USD	847,196	27,296,655	1.17
Zomato	IN	INR	14,401,949	25,330,602	1.09
V-Mart Retail	IN	INR	272,179	14,771,093	0.63
Amber Enterprises India	IN	INR	321,880	14,213,310	0.61
Devyani International	IN	INR	8,226,794	13,484,775	0.58
Burger King India	IN	INR	4,370,090	8,920,596	0.38
FSN E-Commerce Ventures	IN	INR	269,700	4,051,916	0.17
				282,744,400	12.15

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
<b>生活必需品</b>					
Hindustan Unilever	IN	INR	2,290,243	73,213,252	3.15
Marico	IN	INR	7,058,376	53,627,429	2.30
Godrej Consumer Products	IN	INR	3,924,180	50,197,979	2.16
				<u>177,038,660</u>	<u>7.61</u>
<b>ヘルスケア</b>					
Apollo Hospitals Enterprise	IN	INR	969,546	55,239,344	2.37
Alkem Laboratories	IN	INR	703,824	33,953,376	1.46
Gland Pharma	IN	INR	528,349	26,130,017	1.12
Cipla (India)	IN	INR	1,691,982	20,461,448	0.88
Vijaya Diagnostic Centre	IN	INR	1,754,329	13,229,502	0.57
Fortis Healthcare	IN	INR	3,564,888	11,639,755	0.50
				<u>160,653,442</u>	<u>6.90</u>
<b>金融</b>					
HDFC Bank	IN	INR	7,459,393	157,884,832	6.78
Axis Bank	IN	INR	14,428,214	143,238,024	6.16
ICICI Bank	IN	INR	12,669,012	136,276,302	5.86
Housing Development Finance	IN	INR	1,773,361	67,444,710	2.90
Bajaj Finance	IN	INR	622,439	61,583,974	2.65
Shriram Transport Finance	IN	INR	2,782,386	53,450,951	2.30
HDFC Standard Life Insurance	IN	INR	4,344,713	39,485,153	1.70
ICICI Lombard General Insurance	IN	INR	1,869,653	37,022,598	1.59
ICICI Securities	IN	INR	2,007,329	19,815,391	0.85
				<u>716,201,935</u>	<u>30.78</u>
<b>不動産</b>					
Embassy Office Parks REIT	IN	INR	5,605,163	26,188,806	1.13
				<u>26,188,806</u>	<u>1.13</u>
<b>電気通信サービス</b>					
Bharti Airtel	IN	INR	3,523,309	32,274,869	1.39
				<u>32,274,869</u>	<u>1.39</u>
<b>その他の規制ある市場への上場を認可された、または取引される証券</b>					
<b>情報技術</b>					
PB Fintech	IN	INR	275,400	3,604,267	0.15
				<u>3,604,267</u>	<u>0.15</u>
<b>非上場</b>					
<b>ヘルスケア</b>					
Avestha Gengraine Technologies	IN	INR	895,108	0	0.00
				<u>0</u>	<u>0.00</u>
<b>金融</b>					
Fino Payments Bank	IN	INR	846,600	6,523,505	0.28
				<u>6,523,505</u>	<u>0.28</u>

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
その他				(3)	(0.00)
投資有価証券合計（取得原価 1,439,408,921米ドル）				2,390,312,471	102.72
その他の資産および負債				(63,312,045)	(2.72)
純資産				2,327,000,426	100.00

## 地域別

国・地域	国・地域コード	純資産比率 (%)
インド	IN	102.72
現金その他純負債		(2.72)

投資有価証券明細表および地域別の純資産比率は、四捨五入されている。

## 監査報告書

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

の株主各位

---

### 財務書類の監査に関する報告

---

#### 意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2020年12月31日現在の財政状態および2020年7月1日から2020年12月31日までの期間の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・ 2020年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 2020年7月1日から2020年12月31日までの期間の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により公表された国際独立性基準を含む専門会計士のための国際倫理規程（「I E S B A規程」）および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

#### その他の情報

取締役会は、年次報告書に含まれるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

#### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・ 欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・ 取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

#### その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2021年6月25日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して署名

(電子署名)

ニコラ・グリヨ

[次へ](#)

## Audit report

To the Shareholder of  
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

---

### Report on the audit of the annual accounts

---

#### Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2020, and of the results of its operations for the period from 1 July 2020 to 31 December 2020 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

#### *What we have audited*

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2020;
- the profit and loss account for the period from 1 July 2020 to 31 December 2020; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

---

#### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

---

#### Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the directors' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The directors' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 25 June 2021

Nicolas Grillot

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。